

中北圏域健やか山梨2・1推進部会 健康づくり出前講話実施要領

1 目的

中北圏域の働き盛り世代が健康で長く働くために、健康について考え、取り組むきっかけづくりとして、地域の専門職や職能団体等による健康に関する出前講話をを行い、事業所の健康づくりを支援する。

2 実施主体

中北圏域健やか山梨2・1推進部会

3 対象者

甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、昭和町のいずれかに所在する事業所

4 出前講話内容

別紙「中北地域で働く人への健康づくり出前講話」の分野一覧のとおりとする。

なお、分野一覧については、中北保健福祉事務所(中北保健所)より、中北地域で出前講話が可能な専門職や職能団体、市町に対し、提供可能な分野について照会を行い、決定することとする。

5 出前講話実施手順

事業所への健康づくり出前講話は、分野毎に掲載されている団体(以下、「出前講話実施団体」という。)が講師を担って実施するものとする。

ア 申し込みを希望する事業所は、「中北圏域健やか山梨2・1推進部会出前講話申込書(様式第1号)」(以下「申込書」という。)に必要事項を記入し、希望する分野毎の申込期限を目安に中北保健福祉事務所(中北保健所)健康支援課(以下、「保健所」という。)へ申し込み。

イ 申し込みを受けた保健所は、出前講話実施団体へ「中北圏域健やか山梨2・1推進部会講師派遣依頼書(様式第2号)」(以下、「依頼書」という。)を作成し、申込書の写しとともに送付し、実施日や講師等の調整を行う。

ウ 出前講話実施団体は、講話実施日や講師を決定後、依頼書に必要事項を記入し、1週間以内を目安に保健所へ回答する。

エ 保健所は、申し込みのあった事業所へ、講話実施日等について記入した申込書を送付し、出前講話に係る決定を行う。

オ 出前講話実施団体は、申し込みのあった事業所へ、当日までの準備、当日の流れ、準備物品等について直接事業所の担当者と連絡を取り合い、実施に向けた調整を行う。

6 実績報告等

出前講話実施団体は、「中北圏域健やか山梨 2・1 推進部会出前講話実績報告書(様式第3号)」(以下「実績報告書」という。)により、出前講話実施後 1 週間以内を目安に保健所に報告する。

7 経費負担

出前講話に係る経費については、出前講話実施団体が提示する条件に応じて事業所が負担するものとする。

8 その他

この実施要領に定めるもののほか、運営に必要な事項は、中北保健所長が定める。

附則 この要領は令和 7 年 4 月 1 日に施行する。